

「長崎市観光マスターブランド強化に向けたインナーブランディング施策の支援」 に係る業務委託について（仕様書）

記

1 件名：

「長崎市観光マスターブランド強化に向けたインナーブランディング施策の支援」に係る業務委託

2 事業目的：

本事業は、ユーザー接点の一貫性を整える、新たな観光コミュニケーションの軸として、令和 3 年度に構築に取り組み、令和 4 年度から展開を開始した「長崎市観光マスターブランド」の強化に向け、『長崎市 DMO 事業計画 2021-2025 Ver.2.0（後期 3 カ年 2023-2025）』の戦略で示しているインナーブランディングの醸成に特化したアクションプランの策定・実行を専門的視点から支援する。

3 インナーブランディングの醸成における目指す姿：

- ・ インナーブランディングとは、市民や地域事業者に対して、ブランド価値を定義し、共感と行動変容を促す活動を指す。インナーブランディングの軸は、一人ひとりが理解・納得した上、観光まちづくりの価値を内側から変革し、ブランド価値を向上させ、より理想的な姿の実現を目指していく活動である。
- ・ 市民や域内事業者に対し、ブランド構築の背景や策定プロセスを丁寧に説明し、ビジョンや世界観を共有し、浸透・理解促進を図る。
- ・ 地域における“共感・共創”によるブランドの具体化を実現、加速させていく。
- ・ 地域におけるブランド認知・愛着度、観光推奨度を向上させていくことで、域内からの能動的な情報発信を活発化させるとともに、市民による“おもてなし力”を高めていく。

4 契約期間： 契約締結日（令和 5 年 5 月初旬予定）～令和 8 年 2 月 27 日（金）

5 提案上限金額： 2,850,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

6 業務内容

以下の視点を踏まえ、次の（1）～（4）の業務を委託する。

【視点】

- ・ 『長崎市 DMO 事業計画 2021-2025 Ver.2.0 (後期 3 カ年 2023-2025)』ならびにその上位計画である「選ばれる 21 世紀の交流都市」の実現を基本方針とした『長崎市観光・MICE 戦略 (2021-2025)』に資する事業であること。
- ・ 当協会が令和 5 年度 3 月 7 日に公開・運用している「DMO NAGASAKI 市内事業者向け情報サイト」(<https://www.at-nagasaki.jp/dmo>)に掲載している各内容を確認し、長崎市及び DMO の観光まちづくりに関する取組み等の理解を深めた上で、本事業が一過性にならないように、ありがたい姿からのバックキャスト方式で、効果的なプランニング支援を行うこと。

(1) 各年度のアクションプラン策定と具体策実行の支援

- ア ブランドの確立と浸透に向けて、DMO が取り組む令和 5 年度～令和 7 年度のアクションプランの策定と具体策実行の支援を行うこと。
- イ 市民や事業者の理解浸透を図るための効果的な企画を提案すること。
特に、ブランドコンセプトを具体的かつ容易に理解でき、共感を生みながら自分事化できることを重視する。
- ウ 令和 5 年度においては、ブランド構築の背景や策定プロセスを丁寧に説明し、ビジョンや世界観の共有、浸透・理解促進を図るためのインナーブランディング用の制作物を企画し、具体的なデザインから編集まで行い、そのデータ版を制作すること。
- エ 応募においては、上記(1)ウのコンセプト案と本予算内可能な具体案を提示するとともに、年度ごとに別途予算措置を講じた場合（各年想定 150 万円）に、実施可能な具体的な単年度施策（アクションプランに基づくこと）を示すこと。
（例：域内向け媒体活用、イベント実施等）
※具体施策の実施は保証するものではない。

(2) ブランド調査の設計及び分析への参画

- ・ 令和 3 年度から毎年実施している「ブランド調査（国内外）」の、令和 5 年度実施分の設計及び分析を、ブランディング専門家として参画し、本調査委託事業者と連携し、調査分析を支援すること。

(3) 月次、中間、最終報告会の実施

- ・ 各取り組みの企画や実行管理、効果検証等を目的に、毎年度月次・四半期・最終報告会を実施すること。

(4) 各報告会における資料作成、最終報告書の提出

- ・ 各種資料は紙（製本 5 部）及びデータ（エクセルなど加工可能な形式）で提出すること。

7 納 期

- ・ 年度中間報告
各年度の9月末（土日祝を除く 例：令和5年度は令和5年9月29日（金）迄）
- ・ 年度末報告
各年度の翌年2月末（土日祝を除く 例：令和5年度は令和6年2月29日（木）迄）
- ・ 最終報告
令和8年2月27日（金）期限

8 成 果 物

本業務完了時には、以下に示す成果物を納品すること。

(1)年度中間報告・年度末報告

- ・ 業務実施報告書

(2) 最終報告

- ・ 委託業務完了報告書
- ・ 最終報告書

9 留意事項

- (1) 受託者は協会の指示に従って本業務を実施するものとする。
- (2) 本業務に際して必要な一切の経費は、当初の契約金額に含むものとする。
- (3) 成果物に重大な誤りがあった場合は、原因者において、回収、修正、再調査等の必要な処置を講ずること。
- (4) 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により協会の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、協会と協議のうえ決定する。
- (6) なお、業務内容の変更等について協会から指示等があった場合は、協会と受託者が協議のうえ、委託契約の内容を変更することができる。

以上